

つるおかランド・バンクファンド助成事業 募集要項

1 助成事業

対象となる事業は、鶴岡市内の指定区域内で行う次の各号に掲げる事業

(1) 空き家建て替え・改修に伴う地域コミュニティ施設整備事業

個人、自治組織、まちづくり団体のいずれかで、空き家を購入又は賃借し、空き家を、住民や高齢者の交流・活動拠点、賑わいづくりのための施設等にコンバージョン（用途転換）するための建て替え・改修を行う事業

(2) 都市機能向上に繋がる私道等整備事業

個人、法人、周辺住民の複合体及び自治組織のいずれかで、城下町武家町の細街路について、除雪ロータリーの通行が可能な道路幅に拡幅したり、行き止まり道路を解消し、街区内の通り抜けを可能にしたり、伝統的な街区型は維持しつつも、住民の利便性を高め、都市機能の向上に繋がる私道等の築造及び拡幅整備事業

(3) 町内会空き地活用整備事業

自治組織、まちづくり団体のいずれかで、空き地を購入又は賃借する者が空き地を利用し、通常期はコミュニティガーデン、多目的広場、ゲートボール場等に利用し、冬季間は、狭あい道路から排雪される雪捨て場として多機能に利用する整備事業

指定区域

鶴岡地区	鶴岡地区の用途区域内 3 6 町 本町二丁目、三和町、睦町、三光町、双葉町、千石町、 本町一丁目、昭和町、大東町、神明町、苗津町、日出 1 丁目 日出二丁目 錦町、新形町、上畑町、山王町、泉町、若葉町、家中新町、 馬場町、東新斎町、城北町 本町三丁目、陽光町、美原町、青柳町 大宝寺町、末広町、日吉町、宝町、鳥居町 新海町、みどり町、大西町、西新斎町
海岸部の密集住宅地の区域	湯野浜地区、加茂地区、三瀬地区、温海地区、湯温海地区、 鼠ヶ関地区

*但し、指定区域については、行おうとする目的が上記 1 助成事業(1)～(3)に合致するものであれば、この限りではない。

2 助成対象者

(1) 助成対象者は、次の各項目の全てに該当するものであること。

- ① 空き家の売買契約日又は賃貸契約日から5年を経過しない者
- ② この助成金に係る整備に関し、国、県又は市の制度による他の補助金等を受けていない者
- ③ この助成金を受けて10年間以上整備した施設等を利用する意思のある者
* 遵守されない場合は、交付金の返還を求める場合があります。
- ④ 助成概要や物件概要等の公表について同意できる者
* 個人情報保護の観点から個人情報の取扱いには細心の注意を払います。

3 助成対象事業及び対象経費

次の各号に掲げる事業を実施するにあたり、必要とする本工事費、付帯工事費及び測量設計費を対象経費とする。

(1) 空き家建て替え・改修に伴う地域コミュニティ施設整備事業

指定区域内の空き家の建替え、増築、改修、修繕を行い下記の用途に供するもの
(但し、建て替えの場合の助成対象範囲は、
事業に使用する箇所かつ、建物の構造体に係らない部分を対象とする。)

- ・ 町内会公民館。ただし、一定期間日常的に周辺住民等に開放する機能を有するもの
- ・ 交流・活動センター ・ 私設図書館
- ・ ギャラリー ・ カフェ。ただし商店街は除く
- ・ 商店。産業小分類に基づく小売業とする。ただし商店街及び風俗営業許可を除く。
- ・ 高齢者、障害者、学生向けシェアハウス。ただし通常の賃貸共同住宅は除く。
- ・ その他、地域活性化に寄与すると判断できるもの

(2) 都市機能向上に繋がる私道等整備事業

指定区域内の私道・通路等の狭あい道路の築造、改良工事で下記の条件にあてはまるもの

- ・ 建築基準法第42条2項道路とするための道路築造、改良。ただし概ね4軒以上の宅地利用に供するもの
- ・ 袋路の解消につながる道路築造、改良
- ・ 概ね4軒以上の利用に供する道路の築造、改良
- ・ 道路認定基準の認定に繋がる道路の隅切り改良
- ・ その他、住民の利便性向上につながるものと判断できるもの

(3) 町内会空き地活用整備事業

指定区域内の空き地を通年で多目的に利用するための整備工事で下記の条件に該当するもの

(春~秋季)

- ・ 多目的広場
- ・ コミュニティガーデン
- ・ 共同菜園

- ・ 自治組織、周辺住民の複合体、まちづくり団体の共用駐車場
- ・ ゲートボール場 ・ 子ども広場
- (冬季) ・ 自治組織、周辺住民の複合体、まちづくり団体の共用雪捨て場
- (通年) ・ その他、住民の利便性向上につながるものと判断できるもの

4 助成額

助成額は次の各号のとおりとし、助成金の交付回数は、同一申請者に対して1回限りとする。ただし、自治組織にあつては、異なる助成対象事業の場合はこの限りではない。

- (1) 空き家建て替え・改修に伴う地域コミュニティ施設整備事業
上限1,000千円かつ対象事業に係る対象経費の5/10以内
- (2) 都市機能向上に繋がる私道等整備事業
上限1,000千円かつ対象事業に係る対象経費の7/10以内
- (3) 町内会空き地活用整備事業
上限1,000千円かつ対象事業に係る対象経費の8/10以内

5 申請書作成及び提出先

申請書作成にあたっては、事業の概要が分かるよう記入していただくと共に対象物件の地図及び写真・工事見積書・図面・事業計画書等がある場合は写しを添付して下記まで提出・相談ください。

提出先 鶴岡市ほなみ町1番2号
特定非営利活動法人つるおかランド・バンク
電話 0235-64-1567 FAX 0235-64-1588

6 申請期間

毎年4月1日（土日祝日の場合はその翌日）から受け付けます。
但し、工事完了及び書類手続きが年度内完了できることを条件とします。

7 選定委員会

後日、つるおかランド・バンク助成金選定委員会を開催し、助成事業の内容について説明をしていただきますので、申請者または代理人の出席をお願いします。

8 交付の決定

交付決定対象事業を決定しましたら、書面で通知します。選定委員会開催後1週間以内に通知する予定です。

9 事業報告について

採択された事業が完了後、所定の様式での報告書提出をお願いいたします。